

窓口へ提出する日(届出日)を記入してください。

婚姻届

平成20年9月1日届出

徳島県阿波市長殿

・住所は婚姻届を提出される時点で住民登録のある住所を記入してください。

・婚姻届と同時に、転入または転居する人は「住民異動届」を一緒にしてください。
(平日の開庁時間のみの扱いです)
※その場合、ここは新しい住所を記入してください。

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日					
第 号						
送付 平成 年 月 日	長印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(1) 氏名	夫になる人		妻になる人	
	あわ 太郎	とくしま 花子		
(2) 生年月日	阿波 太郎		徳島 花子	
	昭和55年1月26日		昭和56年3月9日	
(3) 住所	阿波市市場町市場字 上野段385番1号		阿波市阿波町東原 173番号	
	阿波 一		徳島 フサ	
(4) 本籍	阿波市市場町市場字 上野段385番1		阿波市阿波町東原 173番	
	阿波 一		徳島 一郎	
(5) 父母の氏名	父	阿波 一	父	徳島 一郎
	母	ヨシ 長男	母	フサ 二女
(6) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏	新本籍 (左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)		
	<input type="checkbox"/> 妻の氏	阿波市吉野町西条字大西60番		
(7) 同居を始めたとき	平成20年8月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め) たときのうち早いほうを書いてください			
	初婚・再婚の別			
(8) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫	妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯	
	夫	妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯	
(9) 夫妻の職業	夫	妻	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	
	夫	妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	
(10) その他	夫	妻	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯	
	夫	妻	6. 仕事をしている者のいない世帯	
届出人	夫	阿波 太郎	妻	徳島 花子

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに戸籍担当係で下調べをしておいて下さい。)
届書は、1通でさつかえりません。
この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

おめでとうございます。
一般的な記入例ですので、不明な点がございましたら、お気軽に窓口でお尋ね下さい。

証人	阿波 一	徳島 フサ
署名	阿波 一	徳島 フサ
生年月日	昭和20年8月31日	昭和22年10月3日
住所	阿波市市場町市場字 上野段385番1号	阿波市阿波町東原 173番号
本籍	阿波市市場町市場字 上野段385番1	阿波市阿波町東原 173番

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。

成人2名の証人が必要です。

☐には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください。

「休日、開庁時間外」に提出する場合は、事前に阿波市市民課にご確認ください。
戸籍担当・・・(0883)-36-8710

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

婚姻する方が未成年のときは父母の同意が必要です。
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

昼間、連絡できるところを記入してください。

- ◎ 署名は必ず本人が自署して下さい
- ◎ 印は各自別々の印を押して下さい
- ◎ 届出人の印を御持参下さい

連絡先
電話(090) 0000 0000 番
自宅・勤務先・呼出 方